

日本のがん条例の現況

特定非営利活動法人グループ・ネクサス理事長

(厚生労働省がん対策推進協議会会長代理)

天野 慎介

がん条例の必要性

「島根県がん対策推進条例」議案提出に際しての趣旨説明(佐々木雄三議員)より
島根県議会定例会(平成18年9月25日開催)

- 日本のがん医療を大きく動かすべく発信をし続けた島根の地において、まず何よりもがん対策基本法の趣旨を前向きに受けとめ、県民、医療機関、行政などが一体となってがんの予防及び早期発見、がん医療水準の向上、療養生活の質の向上といったがんの総合的な対策に取り組むことが必要であると考えます。現在もがんと闘っていらっしゃる患者の皆様、患者家族の皆様の長年の願いである全国どこでも同じように受けられる適切な医療の質、安心できる療養生活は切実なものであります。
- 個々具体的なことは、今後県で作成されるがん対策推進計画の中で関係者の皆様と十分に検討され、策定されることとなりますので、**本条例はこれから**の島根県のがん対策を進めていくよりどころとして、またこの計画の実行を後押ししていくための基本的な方向を述べたものであります。がん対策に全県を挙げて取り組んでいくという姿勢をこの条例において示し、県民生活の向上が図られることを願うものであります。

がん条例の制定県

-
- 島根県がん対策推進条例(2006年9月制定)
 - 高知県がん対策推進条例(2007年3月制定)
 - 新潟県がん対策推進条例(2007年3月制定)
 - 神奈川県がん克服条例 (2008年3月制定)
 - 長崎県がん対策推進条例(2008年7月制定)
 - 奈良県がん対策推進条例(2009年10月制定)
 - 徳島県がん対策推進条例(2010年3月制定)
 - 愛媛県がん対策推進条例(2010年3月制定)

日本のがん対策とがん条例の現況

3

がん条例制定に向けた動きがみられる主な県(2010年1月以降)

-
- 秋田県
患者団体連絡協議会の動きを受け、がん議連発足
 - 岩手県
県議会委員会にて、患者団体が条例制定を要望
 - 群馬県
県議会にて、条例制定を目指す特別委員会を設置
 - 岐阜県
県議会事務局が、条例案をホームページに公表
 - 京都府
知事選にて、候補者が条例制定を公約に当選
 - 鳥取県
県議会で知事が「条例制定を議論する時期」と答弁
 - 鹿児島県
患者団体が、陳情書を県議会に提出
 - 沖縄県
患者会連合会が、知事や県議会に要望

日本のがん対策とがん条例の現況

4

島根県がん対策推進条例(2006年9月制定)

- 第1条 目的
- 第2条 がん医療の水準の向上
- 第3条 県民に対するがん医療に関する情報の提供
- 第4条 がんの予防及び早期発見の推進
- 第5条 緩和ケアの推進
- 第6条 患者会等の活動の支援
- 第7条 県民の理解及び関心を深めるための施策
- 第8条 国等との連携



日本のがん対策とがん条例の現況

5

高知県がん対策推進条例(2007年3月制定)

- 第1条 目的
- 第2条 高知県がん対策推進計画
- 第3条 がんの予防及び早期発見の推進
- 第4条 専門的な知識及び技能を有する
医師その他の医療従事者育成及び確保
- 第5条 がん医療の水準の向上
- 第6条 緩和ケア推進
- 第7条 がん患者等への支援
- 第8条 県民に対するがん医療に関する情報の
提供のための施策
- 第9条 県民の理解及び関心を深めるための施策
- 第10条 国等との連携
- 第11条 高知県がん対策推進協議会



日本のがん対策とがん条例の現況

6

新潟県がん対策推進条例(2007年3月制定)

- 第1条 目的
 - 第2条 県の責務
 - 第3条 保健医療関係者の責務
 - 第4条 県民の責務
 - 第5条 がん情報の収集と提供
 - 第6条 がんの予防の充実
 - 第7条 がん医療の充実
 - 第8条 骨髓移植の推進
 - 第9条 緩和ケアの推進
 - 第10条 患者団体等の活動支援
 - 第11条 県民運動



日本のがん対策とがん条例の現況

7

神奈川県がん克服条例(2008年3月制定)

- 第1条 目的
 - 第2条 県の責務
 - 第3条 保健医療関係者の責務
 - 第4条 県民の責務
 - 第5条 がんの予防及び早期発見の推進
 - 第6条 がん医療に関する情報の収集及び提供
 - 第7条 がん医療の水準の向上
 - 第8条 研究の推進
 - 第9条 緩和ケアの推進
 - 第10条 患者等の支援
 - 第11条 県民運動



日本のがん対策とがん条例の現況

8

長崎県がん対策推進条例(2008年7月制定)

- 第1条 目的
- 第2条 県の責務
- 第3条 県民の責務
- 第4条 がんの予防及び早期発見の推進
- 第5条 専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保
- 第6条 がん医療の充実
- 第7条 骨髄移植の促進
- 第8条 緩和ケアの充実
- 第9条 がん登録の推進
- 第10条 がん医療に関する情報の提供
- 第11条 患者団体等の活動の支援



日本のがん対策とがん条例の現況

9

奈良県がん対策推進条例(2009年10月制定)

- 第1条 目的
- 第2条 県の責務
- 第3条 保健医療関係者の責務
- 第4条 県民の責務
- 第5条 がんの予防及び早期発見の推進
- 第6条 専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保
- 第7条 がん医療に関する情報の提供
- 第8条 がん医療の充実
- 第9条 緩和ケアの充実
- 第10条 がん登録の推進
- 第11条 がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上等
- 第12条 奈良県がんと向き合う日



日本のがん対策とがん条例の現況

10

愛媛県がん対策推進条例(2010年3月制定)

- 第1条 目的
- 第2条 県の責務
- 第3条 市町の責務
- 第4条 保健医療関係者の責務
- 第5条 県民の責務
- 第6条 がんの予防及び早期発見の推進
- 第7条 がん登録の推進
- 第8条 がん患者等の負担の軽減
- 第9条 緩和ケアの充実
- 第10条 在宅医療の推進
- 第11条 がん医療の水準の向上
- 第12条 愛媛県がん対策推進委員会
- 第13条 施策の見直し
- 第14条 県民総ぐるみによるがん対策の推進



日本のがん対策とがん条例の現況

11

徳島県がん対策推進条例(2010年3月制定)

- 第1条 目的
- 第2条 県の責務
- 第3条 保健医療関係者の責務
- 第4条 県民の責務
- 第5条 がんの予防及び早期発見の推進
- 第6条 女性特有のがん対策の推進
- 第7条 医療従事者の育成及び確保
- 第8条 がん医療に関する情報の提供
- 第9条 地域がん登録の推進
- 第10条 がん医療の水準の向上
- 第11条 緩和ケアの推進
- 第12条 在宅医療等の推進
- 第13条 骨髄移植の推進
- 第14条 がん患者等の支援
- 第15条 県民運動



日本のがん対策とがん条例の現況

12

| がん対策全般に関する主な条項 | | | | | | |
|----------------|-------|------|--------|----------|-------|-----------|
| | 条例の目的 | 県の責務 | 市町村の責務 | 保健医療者の責務 | 県民の責務 | がん対策推進協議会 |
| 島根県 | ● | | | | | |
| 高知県 | ● | | | | | ● |
| 新潟県 | ● | ● | | ● | ● | |
| 神奈川県 | ● | ● | | ● | ● | |
| 長崎県 | ● | ● | | | ● | |
| 奈良県 | ● | ● | | ● | ● | |
| 徳島県 | ● | ● | | ● | ● | |
| 愛媛県 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

日本のがん対策とがん条例の現況

13

| がん対策全般に関する主な条項の例 | |
|------------------------|---|
| 目的（愛媛県がん対策条例より） | 前文 がん対策基本法の趣旨を踏まえ、すべての県民が生命を尊重する良心に基づき、温かみのある適切ながん対策を推進することにより、がんになつてもお互いに支え合い、安心して暮らしていくける地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。 |
| 目的（高知県がん対策条例より） | 第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状を考慮し、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながらいに係る医療(以下「がん医療」という。)を受けることができることの実現並びにがん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようにがん医療を提供する体制が整備されることを図るために、がん対策基本法(平成18年法律第98号)の趣旨を踏まえ、がん対策の基本となる事項等を定めることにより、がん対策を総合的に推進することを目的とする。 |

日本のがん対策とがん条例の現況

14

| がん医療の向上に関する主な条項 | | | | | | |
|-----------------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | 医療従事者の育成と確保 | 緩和ケアの推進 | 在宅医療の推進 | 医療機関の連携 | 疾病別の対策 | がん研究の推進 |
| 島根県 | | ● | | ● | | |
| 高知県 | ● | ● | | ● | | |
| 新潟県 | | ● | | ● | ● | |
| 神奈川県 | ● | ● | | ● | | ● |
| 長崎県 | ● | ● | | ● | ● | |
| 奈良県 | ● | ● | | ● | | |
| 徳島県 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 愛媛県 | ● | ● | ● | ● | | |

日本のがん対策とがん条例の現況

15

| がん医療の向上に関する主な条項の例 | |
|----------------------------------|--|
| 医療従事者の育成と確保 (奈良県がん対策条例より) | 第6条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。 |
| 緩和ケアの推進 (高知県がん対策条例より) | 第6条 県は、がん患者に対する緩和ケア(がんによって生ずる身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安を軽減し、がん患者の療養生活の質の維持向上を目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、緩和ケアに係る関係団体及び関係機関との連携協力体制の下に、必要な病床の確保、居宅におけるがん患者に対するがん医療の提供その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。 |
| 骨髓移植の推進 (長崎県がん対策条例より) | 第7条 県は、白血病等の血液がんに対し有効な治療法である骨髓移植を促進するため、保健医療関係者と連携して骨髓バンク事業の普及及び啓発、骨髓提供希望者の登録受付業務等必要な施策を講ずるものとする。 |

日本のがん対策とがん条例の現況

16

がん患者の支援に関する主な条項

| | がん患者の支援 | がん患者団体の支援 | 相談支援 | 社会生活上の不安の軽減 | 雇用支援 | がん教育 |
|------|---------|-----------|------|-------------|------|------|
| 島根県 | ● | ● | | ● | | |
| 高知県 | ● | ● | ● | ● | | |
| 新潟県 | ● | ● | | ● | | |
| 神奈川県 | ● | ● | ● | ● | | |
| 長崎県 | ● | ● | ● | ● | | |
| 奈良県 | ● | ● | ● | ● | | |
| 徳島県 | ● | ● | ● | ● | | |
| 愛媛県 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

日本のがん対策とがん条例の現況

17

がん患者の支援に関する主な条項の例

がん患者等の支援（高知県がん対策条例より）

第7条 県は、第5条第1項の医療機関その他の関係団体及び関係機関と連携して、相談窓口の整備等のがん患者及びその家族又は遺族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

患者会等の活動の支援（島根県がん対策条例より）

第6条 県は、がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体（第8条において「患者会等」という。）が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活に対する活動を支援するための必要な施策を講ずるものとする。

県の責務（愛媛県がん対策条例より）

第2条 県は、国、市町、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族又は遺族（以下「家族等」という。）で構成される団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に關し、本県の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民のがんに関する意識を高め、及び理解と関心を深めるため、県民に対してがんに関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、がん対策について、教育、雇用等幅広い観点から検討を行い、必要な施策を講ずるものとする。

日本のがん対策とがん条例の現況

18

| がんの予防と早期発見／普及啓発と情報提供／その他に関する主な条項 | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------|----------|------------------------|------------------------|----------|------------|
| | がんの 予防と 早期 発見 | がん 登録 | がんに 関する 普及 啓発 | がんに 関する 情報 提供 | 県民 運動 | 施策の 見直し |
| 島根県 | ● | | ● | ● | | |
| 高知県 | ● | ● | ● | ● | | |
| 新潟県 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 神奈川県 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 長崎県 | ● | ● | ● | ● | | |
| 奈良県 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 徳島県 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 愛媛県 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

日本のがん対策とがん条例の現況

19

| がんの予防と早期発見／普及啓発と情報提供／その他に関する主な条項の例 | |
|--|--|
| がんの予防の充実 （新潟県がん対策条例より） | |
| 第6条 (1) 女性固有のがん及びがんの好発年齢を考慮したがん予防の正しい知識の普及及びがん検診受診率の向上のための啓発 | |
| (2) がん検診に携わる医療従事者の資質の向上を図るために研修 | |
| (3) 受動喫煙の防止のための多数の者が利用する施設における分煙の促進 | |
| がん登録の推進 （長崎県がん対策条例より） | |
| 第9条 県は、がん医療の向上に役立てるため、がん登録(がん患者の罹患、転帰その他の状況等を把握し、分析するための施策をいう。)その他の必要な施策を講ずるものとする。 | |
| がんと向き合う日 （奈良県がん対策条例より） | |
| 第12条 県民のがんに関する知識と関心を深めるとともに、がん対策の一層の推進を図るために、奈良県がんと向き合う日を設ける | |
| 施策の見直し （愛媛県がん対策条例より） | |
| 第13条 知事は、がん対策の推進に関する施策の実施状況について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 | |
| 日本のがん対策とがん条例の現況 | |
| 20 | |

